

## 芦屋公園有料公園施設の指定管理者を指定しました

芦屋市議会に議案提出し、芦屋公園有料公園施設の指定管理者が指定されました。

### 1 管理を行わせる施設

名 称 芦屋公園有料公園施設

所在地 芦屋市松浜町56番

### 2 指定管理者

名 称 芦屋ローンテニス・体協・双葉連合事業体

所在地 芦屋市松浜町4番4号

代表者 一般社団法人芦屋国際ローンテニスクラブ

代表理事 静 敬太郎

### 3 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

### 4 指定管理者選定について

#### (1) 募集

ア 公募告示 平成28年8月15日 芦屋市告示第113-2号

イ 周知方法 「広報あしや」8月15日号及び芦屋市ホームページ等

ウ 募集期間 平成28年8月15日から平成28年9月16日まで

エ 現場説明 平成28年8月29日実施

オ 申請法人 （計1法人）

○ 芦屋ローンテニス・体協・双葉連合事業体

#### (2) 指定管理者選定・評価委員会の開催

ア 第1回(平成28年8月1日)

募集要項及び業務仕様書について説明、選定基準及び審査要領について協議及び決定

イ 第2回(平成28年10月4日)

書類審査並びに面接審査の実施方法について協議及び決定

ウ 第3回(平成28年10月17日)

書類審査及び面接審査並びに候補者の選定

#### (3) 選定方法

芦屋公園有料公園施設指定管理者の選定基準に基づき、法人から提出された事業計画書等の書類審査及び面接審査を行い、選定しました。

ア 第一次選考（書類審査）

施設の安全対策等，公の施設の管理者としての最低条件として，提出された申請書類により選考し，除外要件となる次の条件のいずれかに該当しないことを確認しました。

(ア) 修繕積立金の提案が500万円未満の法人

(イ) 経営状態について懸念のある法人

(ウ) 管理運営について懸念のある法人

イ 第二次選考（書類審査及び面接審査）

第一次選考を通過した法人を対象に面接による審査を行い，その後，芦屋公園有料公園施設指定管理者の選定基準に基づいて採点し，指定管理者の候補者を選定しました。

(4) 審査結果

審査項目及び審査基準	配点	芦屋ローンテニス・体協・双葉 連合事業体	選定理由・評価
管理運営に当たっての基本方針	150	115	
管理体制	150	113	
維持管理	200	157	
運営の取組	300	223	
管理運営費	200	165	
合計点	<b>1,000</b>	<b>773</b>	

5 指定管理者指定の経過

平成28年12月1日 芦屋公園有料公園施設指定管理者の指定について議案提出

平成28年12月6日 民生文教常任委員会において審議

平成28年12月22日 芦屋市議会本会議で可決

平成29年1月20日 指定管理者指定の告示（芦屋市告示第6-2号）

6 問い合わせ

芦屋市教育委員会社会教育部スポーツ推進課

〒659-0072 芦屋市川西町15番3号 芦屋市立体育館・青少年センター3階

TEL 0797-22-7910（直通）

FAX 0797-22-1633